

事業計画書

平成 29 年度社会福祉法人花ノ木経営方針

社会福祉事業については、今日、措置から契約への移行など福祉サービスの供給の在り方が変化しており、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人においては、効率的・効果的な経営を実践して利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められています。

特に、福祉ニーズが複雑多様化しており、高い公益性を備えた社会福祉法人の役割は大変重要なものとなっている。

昨年、社会福祉法の一部が改正され本年4月から施行されます。

社会福祉法人は高い公益性・非営利性を担保するため、公益法人制度改革を参考に、法人が自律的に適正な運営を確保するためのガバナンスの強化を図ることにより当施設のもつ医療・福祉機能を活かした公共的、公益的かつ、信頼性の高い経営を行い次の事項を重点として取組ます。

1、人権の尊重

利用者の人権を擁護し、個人の尊厳に配慮し、良質で安心安全なサービスの提供に努める。

(利用児者のプライバシー・個人情報の保護、それぞれに合った適切な医療・福祉サービスの提供)

2、支援サービスの質の向上

入所、在宅の区別なく地域の重症心身障害児、者の支援を行い、常に個々の利用児、者に配慮したサービスの提供を行います。

3、社会、地域福祉への貢献

重症児施設が求められる社会的使命をしっかりと受けとめ、地域の重症児者施設としての役割を果たし、必要な支援を提供します。地域において公開講座等の地域発信事業を実施します。

4、入所児、者の生活環境と医療ケアの向上 病棟等増築事業の完成に伴い病棟再編成を実施し、3病棟体制から4病棟体制とすることにより生活環境及び医療ケアの改善を

図ります。

5、施設整備の実施

児童発達支援の充実と、外来者及び従業員の駐車場の確保を図るため、必要な用地を確保し施設の充実を図ります。

6、人材確保と人材育成の充実

福祉・医療サービスを提供する人材の確保と育成を図ります。組織の活性化とサービスの向上を図るため、職員一人ひとりのキャリアアップに向けた研修の実施と人事評価を実施します。

7、財政の安定

財政の安定を図るため、予算執行管理を強化し財源の確保と経費の効率的使用に努めるとともに利用者の経費負担の公平化を図ります。適正な会計管理を行うため、専門機関として監査法人制度の導入を行います。

以 上